

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

死亡退職金と株式の評価

Q: 死亡した夫は同族会社の社長をしており、その会社の株式も所有していました。会社から死亡退職金が支給されるようですが、金額は確定していません。会社は非上場で相続税の計算上、小会社に該当するそうです。株式評価はどのようになるのでしょうか。

A: 相続税の計算上、株式の評価は、会社が非上場で小会社の場合は、純資産価額方式によって行います。(純資産価額方式と類似業種比準方式との併用方式も選択できます)

純資産価額方式とは、(会社が有する資産の総額-負債の総額-評価差益の51%)を発行済株式数で除し、1株当たりの純資産価額を計算する方法です。この場合に控除する負債には、①事業年度開始の日から課税時期までの期間に対応する法人税額、事業税額等②未払いの固定資産税③課税時期において未払いの役員賞与④死亡退職金等も含まれます。

会社の役員の退職金は、株主総会で確定しますので、役員の死亡時点ではその金額が確定していない場合があります。相続税の申告期限までに確定していない死亡退職金は株価の計算上、負債の額には含みません。したがって、この場合は、まず死亡退職金を含めずに株式の評価を行い、相続の申告を行います。その後、株主総会によって退職金が確定したときに、新たに死亡退職金を負債の額に含めて株式の評価を行います。死亡退職金は、相続財産とみなされず(500万円×法定相続人の数)まで相続税が非課税となります。合わせて相続税の修正申告をして下さい。

